

ソーシャルワーク実習教育に関する一考察

—アメリカのソーシャルワーク実習教育プログラムの比較研究から—

寶 田 玲 子*

A study of Social Work Field Placement Education

—through the comparison with the Social Work Field
Placement Education in the United States and Japan—

Reiko Hoda

要旨：本稿では、アメリカ（ミシガン大学）におけるソーシャルワーク実習教育を紹介するとともに、日本の社会福祉実習教育のあり方について考察していくこととする。実習教育は、学生が理論的知識と技術を、実践を通して習得するソーシャルワーク教育の中核となる教育である。日本では、近年の社会の複雑性や多様な変化を受けて、より実践を重視した実習教育のあり方を目指している。

本文では、日米双方ともソーシャルワーク実習教育がより重要視されると強調している。そして、ソーシャルワーク実習教育の実証的分析や、地域に根ざした実践の重要性が必要となってくると結論づけている。

Abstract : This article examines the framework and foundation of field placement education by introducing the Social Work Field Placement Education at University of Michigan, School of Social Work. Field placement education plays an important role in helping students integrating social work theory with practice. In recent, social work field placement education in Japan has been changed into more practice-centered model due to the rapid and complex societal changes.

Both in Japan and in the US, the emphasis on the social work field placement education will be more significant in social work education. The empirical evaluation of the field education and community-based approaches in social work practice are suggested for the future of social work education.

Key words : ソーシャルワーク実習教育 social work field placement education 実習教育の実証的分析 empirical evaluation of the field education 地域に根ざした実践 community-based approaches

は じ め に

2007年に「社会福祉士及び介護福祉士法」

が改正されたことにより、社会福祉士の養成における実習教育や実習指導の意味とその構成に大きな変革が起きている。実習科目の名称も

*関西福祉科学大学 社会福祉学部 講師

「相談援助実習」となり、「相談援助」という内容が名称に追加されている点からみても、社会福祉士としての業務に「相談援助」が含まれていることを改めて認識するという動きがうかがえる。だがどのような教育・指導に変化していくのか、実習生が習得すべき知識・技術、それに対する実習評価をどのように行っていくのか考えていく必要がある。

本稿では、今回の法改正に伴う社会福祉士制度改革において見直された「実習関連」の内容について概観するとともに、筆者が学んだアメリカのミシガン大学のソーシャルワーク実習教育の仕組みを一例として、今後の日本の社会福祉実習教育のあり方について考察していくこととする。ミシガン大学のソーシャルワーク実習教育の仕組みを紹介する理由として、アメリカ全土でもトップクラスのソーシャルワーク教育プログラムを有するという点から取り上げた。

1 日本における「社会福祉士及び介護福祉士法」改正における実習教育の内容

2007 年の法改正に伴って、見直された「実習教育」の主な内容について次の 5 つの項目が述べられている。

① 科目名称及び実習教育時間数の変更

従来の「社会福祉援助技術現場実習指導」は「相談援助実習指導」に、「社会福祉援助技術現場実習」は「相談援助実習」にそれぞれ名称が改められた。時間数は相談援助実習指導に 90 時間、相談援助実習に 180 時間と従来どおりの時間数であるが、ただし 1 つの機関・施設で最低 120 時間の実習を行わなければならないとなった。

② 実習担当教員の要件の厳格化

実習担当教員の要件については、以下の 5 つの要件を満たす教員が対象となっている。

- ・学校教育法に基づく大学やそれに準ずる教育施設で、社会福祉士の養成にかかる実習指導に対して 5 年以上の経験を有する者（助教や非常勤講師も含む）。

- ・学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成にかかる実習指導に対して 5 年以上の経験を有する者。
- ・社会福祉士の資格取得後、相談援助の業務に 5 年以上従事した経験を有する者。
- ・社会福祉士養成にかかる実習の教員として、厚生労働省が定める講習会を修了した者。
- ・実習担当教員のうち 1 人が専任教員であること（専任教員はひとつの養成校のみとする）。

③ 実習担当教員の配置

学生 20 名につき 1 人以上の実習担当教員を配置することとなった。

④ 実習指導室（教室）の配置

実習担当教員の配置に併せて、実習指導を行うための実習室を、学生 20 名につき 1 室の割合で用意することとなった。

⑤ 実習科目の授業形態

実習科目において、特に教育上支障がない場合以外は、合同授業（複数のクラスが同時に授業を行うなど）を行わないこととなった。

上述した項目は、社会福祉士の養成校に格差が生じないように標準化することを目的としたものであるが、同時に、社会福祉士養成課程における実習教育に重点を置いたねらいがあるとされている。また、実習教育、実習指導を行うためには、それなりの知識や技術を備えた人でないとならないとされており、実習教育と実習指導にかかわる実習担当教員及び実習指導者の責任の重さを強調した内容となっている。

2 アメリカにおけるソーシャルワーカー養成の仕組み

日本以外の諸外国のソーシャルワーク実践教育はどのような現状なのか。ここでは、アメリカにおけるソーシャルワーカー養成の仕組みについて述べていくこととする。

(1) 全米ソーシャルワーク教育協議会 (Council on Social Work Education)

アメリカにおけるソーシャルワーク教育は、全米ソーシャルワーク教育協議会 (Council on Social Work Education, 以下 CSWE と略す) と呼ばれる全国レベルの非営利組織によって運用されている。CSWE は 1952 年に設立され、アメリカにおいて唯一ソーシャルワーク教育を認可する組織として認められている。CSWE では、アメリカのソーシャルワークの制度やプログラムの基準の維持、大学および大学院課程でのソーシャルワークプログラムの認可などのソーシャルワーク教育全般にかかる支援を行っている。

CSWE には、教育制度およびプログラム認可基準 (Educational Policy and Accreditation Standards, 以下 EPAS と略す) といわれるソーシャルワークプログラムの認可基準があり、プログラムの認可委員会 (Commission of Accreditation) において、認可の基準が定められる。EPAS は 2008 年に改訂され、現在は 2002 年に改訂されたプログラム基準に沿ったカリキュラム運営がなされているが、2011 年よりこの新しい基準に準じて教育カリキュラムが運営されていくこととなっている。2001 年以前の認可基準までは、学部レベルと大学院レベルの認可基準がそれぞれカリキュラム制度基準 (Curriculum Policy Statement) の中に述べられていたが、2002 年の認可基準より双方が一つとなり、教育制度およびプログラム認可基準 (Educational Policy and Accreditation Standards) として基準が述べられている。

(2) 教育制度およびプログラム認可基準 (Educational Policy and Accreditation Standards) について

教育制度 (Educational Policy) とプログラム認可基準 (Accreditation Standard) は、それぞれがリンクしている。教育制度 (Educational Policy) では、学部レベル、および修士レベルの

カリキュラムの特徴がそれぞれ述べられている。また、プログラム認可基準 (Accreditation Standard) は、学部レベルのプログラムと修士レベルのプログラムをそれぞれ維持していくために設けられた基準のことである。

2008 年に改訂された EPAS では、コンピテンシーに基づいたソーシャルワーク教育と実践、そして調査研究をプログラム基準内容として強調している。改訂された教育制度と認可基準は、以下の 4 つの基準があり、それぞれの基準を満たすために網羅すべき項目が述べられている。

① プログラムの理念と目標

- ・価値
- ・プログラム・コンテクスト (program context, 学習計画状況)
- ・理念と目標

ソーシャルワークのプログラム理念と目標は、専門職としての目的と価値観、プログラム・コンテクスト (program context, 学習計画状況) に基づいている。専門職としての価値観は、サービス、社会正義、個人の尊厳と価値、人間関係の重要性、誠実性、コンピテンス、人権、科学的調査が価値観の核 (コア) になると述べられている。また、プログラム内容は、歴史的、政治的、経済的、社会的、文化的、人口統計的、そしてよりグローバルな背景状況などこれらの要素を含むものから影響されていると述べられている。他にも、将来のソーシャルワーク教育や実践から生み出される新しい知識や技術からも影響されるとされている。

② 明示的な (Explicit) カリキュラム

- ・コンピテンシーに基づいた教育
- ・専門職としての自覚と、専門職に基づいた実践方法
- ・ソーシャルワークの倫理とクリティカル・シンキング (critical thinking, 批判的洞察) の実践
- ・多様性に対する理解
- ・人権と社会正義、経済均衡の推進

- ・実践の調査研究への活用と、調査研究内容の実践への活用
- ・人間行動と社会環境に関する知識の応用(リベラル・アーツや社会科学系の学問や理論の応用)
- ・制度の社会への影響に対する理解と、制度改革に向けた活動
- ・ソーシャルワーク実践内容の向上
- ・個人、家族、グループ、組織、地域への援助実施のためのアセスメントと介入、評価の実践

明示的な(Explicit)カリキュラムとは、教育プログラムの構成やカリキュラム、コース内容のことである。具体的には、中核となるコンピテンスを身につけるための基礎的な教育プログラムを提供する学部と、専門性の高いプログラムを通して能力の向上をめざす大学院の教育プログラムとに分かれている。ここでは、ジェネラリストとしての実践を身につける学部のプログラムに対して、大学院では、専門分野についての知識や実践を身につけるプログラムを修了することを目指すと明言されている。カリキュラムは、コンピテンスの向上を基軸とした教育アプローチで構成されており、達成すべき中核となるコンピテンスの項目が含まれている。それらのコンピテンスの項目は、学部と大学院のカリキュラムによって異なっている。学部レベルのカリキュラムでは、主にクリティカル・シンキング(critical thinking, 批判的洞察)やジェネラリストとしての実践者を目指すことが目的とされる。一方、大学院レベルのカリキュラムでは、複数の分野にまたがる学際的アプローチや包括的アプローチを用いた知識や技術を実践していくことが目標とされている。そして、各専門分野においてアセスメント、介入、評価をすることが求められる。学部および大学院のカリキュラムでも、実習は理論と実践を融合させる重要な教育と考えられており、学部では400時間、大学院では900時間の実習を最低限行うことが要求されている。

③ 内在的な(Implicit)カリキュラム

- ・学習環境
- ・多様性
- ・学生の学習向上
- ・教員の条件
- ・プログラム履修のための状況整備

内在的な(Implicit)カリキュラムとは、明示的な(Explicit)カリキュラムを実施するために、ソーシャルワーク養成校として必要な教育環境やプログラム、カリキュラムの作成について設けられた基準のことである。具体的には、多様性への配慮、入学要綱、指導や成績の保留、失効に関する取り決め、教員要件、プログラムの運営、教育の機会を提供する資源の開発や確保などである。ここでは、学部のソーシャルワークのプログラムを卒業した学生が大学院のプログラムに入学する際に、アドバンスト・スタンディングと呼ばれるプログラムを設け、学部での学習内容が大学院でのプログラム内容と重複しないよう適切な教育を提供するよう指導されている。

④ カリキュラムやシステムのアセスメント

- ・コンピテンスの獲得
- ・継続的なデータ収集とデータの明示
- ・アセスメント分析によって得られた明示的、内在的カリキュラムの変化を明確化
- ・アセスメントの結果を導いた要因を見極める
- ・コンピテンスの獲得をアセスメントする指標をデータとして概略化

カリキュラムやシステムのアセスメントは、コンピテンシーに基づいた教育を実践していくために必要不可欠な要素と位置づけられている。アセスメントによって得られたデータを分析することにより、大学でのプログラム促進に役立てられると考えられている。

3 ミシガン大学のソーシャルワーク教育

ミシガン大学は、1817年に創立されたアメリカでもソーシャルワーク教育を行っている有

数の州立大学である。ミシガン大学では、およそ 19 の学部と 650 の学科プログラムを有している。ミシガン大学のスクール・オブ・ソーシャルワーク（社会福祉学部）は、自動車産業として発展してきたアメリカ中西部ミシガン州デトロイト市から西に 80 キロほどいったアン・ナーバー市に位置する。アン・ナーバー市は、大学都市としての機能を持ち、住民のほとんどが大学関係者や学生たちで構成されており、多くの美術館や音楽やアートフェスティバルといった文化的活動も活発であり、多様な民族が暮らしている。

ミシガン大学のソーシャルワークは、1921年に学部レベルからスタートし、1951年には修士課程が創設された。現在は学部レベルのソーシャルワーク教育はなく、修士課程（MSW）からのプログラムである。博士課程（Ph. D）においては、ソーシャルワーク単独の研究専攻ではなく、人類学、経済学、心理学、社会学、政治学といった5つの社会科学系のプログラムを同時に修めることを義務付けた、ジョイント・プログラム（Joint Program）と呼ばれるユニークな博士課程となっている。

(1) ミシガン大学のソーシャルワークプログラム

アメリカのソーシャルワークプログラムは、修士課程のレベルが専門職養成の中心となっている。したがって、修士課程を修了することによって、州（アメリカは州単位で資格が認可される）で認可されたソーシャルワーカーとして実践することができ、専門職としてのキャリアを積んでいくことが可能となる。ここでは、アメリカの修士課程のプログラムを中心に紹介していくこととする。

ミシガン大学の MSW（修士課程）のプログラムは、2年間でおよそ 60 単位を修得するソーシャルワーク実践を重視したプログラムであり、全米ソーシャルワーク教育協議会（CSWE）によって認可されたプログラムであ

る。

学生は、4つの実践理論と5つの実践分野の中から専攻分野を選択する。4つの実践理論は、地域福祉（Community Organization）、対人援助（Interpersonal Practice）、行政サービスマネジメント（Management of Human Services）と社会政策と評価（Social Policy and Evaluation）である。5つの実践分野は、高齢者の家族と社会（Aging in Families and Society）、児童と青年の家族と社会（Children and Youth in Families and Society）、地域と社会システム（Community and Social Systems）、保健医療（Health）、精神保健（Mental Health）である。

ミシガン大学の MSW のプログラムでは、博士課程（Ph.D）と類似して、ソーシャルワークのみを専攻するだけでなく、他の専門分野の専攻も同時に修めることのできるデュアル・ディグリー・プログラム（Dual-degree Programs）と呼ばれるプログラムもある。

(2) ソーシャルワーク実習プログラムについて

ソーシャルワーク実習教育は、修士課程プログラムの中でも中核を占めており、机上での知識と技術を実践の中で融合させ、専門職としての知識の向上を目指すことを目的としている。実習教育は、修士課程を修了して2年以上の職歴があり、かつミシガン州が認可した資格を有する MSW（LMSW, Licensed Master Social Worker）が実習指導にあたる。

修士課程のソーシャルワークプログラムは2年間で 60 単位を修得しなければならないが、そのうちの 15 単位が実習である。実習プログラムは、基礎現場実習が 2 単位と基礎演習が 1 単位で、全 3 単位を修得しなければアドバンスト現場実習の 12 単位を履修することはできない。

基礎現場実習では、問題解決と様々なソーシャルワーク援助を多様な援助方法や戦略、そしてソーシャルワーク援助の役割などの観点から学ぶ。アドバンスト現場実習では、学生が専攻

した実践理論と実践分野をもとに実習先を選択し、専攻分野に即した密度の濃い内容の実習を行う。ミシガン大学では、専攻分野の実習先以外に、海外における NGO や国際機関といった国際福祉に関する実習をアドバンスト現場実習で選択することが可能である。さらに、副専攻 (minor practice method and practice area) とよばれる実践理論と実践分野を履修している場合は、アドバンスト現場実習の中に副専攻の実践理論と実践分野も織り交ぜて、副専攻分野における基礎的な実践知識や技術を学ぶ。

実習時間は全部で 912 時間あり、うち基礎現場実習と基礎演習合わせて 228 時間の実習時間を行い、その後 684 時間のアドバンスト現場実習を行う。基礎現場実習とアドバンスト現場実習の違いについては以下の表 1 に示している。

(3) 実習の評価について

① 教育契約/評価 (Educational Agreements/Evaluations) と呼ばれる評価システム

ミシガン大学の実習教育では、教育契約/評価 (Educational Agreements/Evaluations) と呼ばれる評価システムがあり、基礎現場実習とアドバンスト現場実習を履修する学期ごとに、学生および実習指導者によって作成され、実習担当教員がそれを承認する。この評価システムには二つの目的がある。一つは、実習期間やスーパービジョン、学習課題などが達成すべき目標に沿ったものとなっているのかを特定化するために行われる。二つ目は、学生の実習評価として活用されており、学生はこの評価プロセスに関してきちんと課題を達成しているかどうか振り返りを行う。

教育契約/評価 (Educational Agreements/

表 1 基礎現場実習とアドバンスト現場実習のちがい

	基礎現場実習 (SOCWK 515/531)	アドバンスト現場実習 (SOCWK 691)
単位	・ 15 単位のうち 3 単位 ・ 基礎演習と週 2 日の現場実習	・ 15 単位のうち 12 単位
授業内容	・ 18 単位分の講義科目あり ・ 基礎的スキル、社会福祉と社会政策入門、基礎的ソーシャルワーク調査、2つの人間行動学と社会環境学 (Human Behavior and Social Environment) 科目を含む	・ 27 単位分の講義科目 ・ 方法論の科目では、基礎的科目 (1)、応用科目 (2) と実践分野 (1) ・ 他の実践分野の科目では、調査、人間行動学と社会環境学 (Human Behavior and Social Environment) と、社会福祉実践 (Social Work Practice) ・ 選択科目は 3 科目
実習のゴール	・ 多様な役割と実践アプローチを通して基礎的なスキルとジェネラリストソーシャルワークとしての観点を身につける	・ 専攻した実践理論と実践分野における知識と技術を深める
目指す技術レベル	・ コンピテンシーを身につける	・ 技術を習得する
現場実習	・ 現場実習課題はマイクロメソッド (対人援助) とマクロメソッド (地域福祉、行政サービスマネジメント、社会政策と評価) を含む	・ 現場実習課題の 55% は実践であり、その残りは観察や資料の読み込み、セミナーの参加を含む ・ 現場実習課題は学生の専攻するメソッドに準ずる ・ 現場実習の少なくとも 80% は学生の専攻する実践理論や実践分野における実践を行う
副専攻の選択	・ なし	・ 12 単位のうち 3 単位 (12 時間)

出所: University of Michigan *Field Instruction Manual* (2008-2009) より筆者作成

Evaluations) と呼ばれる評価システムを実施するにあたって、学生は所定の書式にしたがって書類を作成する。書類には、援助対象とするサービス利用者について、実習スケジュール、スーパービジョンを受ける時間、学生とともに働いているスタッフ、そして学生が実習を行うにあたっての設備や職場環境についてのコメントなどを記入する。また、実習指導者とともに実習における学習ゴールをいくつか挙げることも要求される。これらの学習ゴールは、専門職としての見地と自身の個人的な見地の両方の観点から考え出される学習ゴールを掲げる必要があるが、学習ゴールのうち、サービス利用者の特権や抑圧、その多様性と社会正義に関連した学習ゴールを必ず一つ掲げなければならない。教育契約／評価 (Educational Agreements/Evaluations) は、学生が実習指導者と作成した後、実習担当教員に提出される。教育契約／評価 (Educational Agreements/Evaluations) は、現場実習が始まる学期前に作成し、現場実習中も常に検討され、そしてモニタリングされる。

教育契約／評価 (Educational Agreements/Evaluations) に基づいて出された評価は、学生の成績として永久保存される。

② 現場実習における評価項目

学生の現場実習の評価は、基礎現場実習とアドバンス現場実習でそれぞれ異なっている。評価方法は、大学のカリキュラム委員会で審議され、教員によって承認される。

最初に行う基礎現場実習の教育契約／評価 (Educational Agreement/Evaluations) では、ジェネラリストとしての実践を目指し、次の評価項目を向上させていくことを目的とした評価方法を行っている (表2)。

- ・クリティカルな考え方、創造力を実践し活用していくこと
- ・ソーシャルワークの価値や倫理を実践に活用していくこと
- ・ソーシャルワークの知識や技術を、多様性のあるサービス利用者に対して差別するこ

となく、尊厳を持って実践していくこと (例えば、能力の有無、年齢、階層、肌の色、文化、民族、家族構成、ジェンダー、婚姻、人種、国籍、宗教、性別、性的志向性など)

- ・特権や抑圧、多様性や社会正義に関連した援助方法や戦略を確立すること
- ・アセスメント、評価、援助の戦略を活用すること
- ・社会政策について分析し、変化を促進していくこと
- ・コミュニケーション、そして協働的な人間関係を作り上げていくこと
- ・組織としての構造や福祉サービス利用の流れについて理解し、組織としての変化の一旦を担う機会を得ること
- ・適切にコンサルテーションやスーパービジョンを活用すること

③ アドバンス現場実習における評価項目

上述のとおり、基礎現場実習の評価項目は全ての現場実習に対して共通項目を設けているが、アドバンス現場実習では、学生が専攻する実践理論と実践分野において評価の項目がそれぞれ変わってくる (表3)。これらの評価項目の共通として挙げられていることは、どのような実習内容が専門職としてのコンピテンスにつながっていくのか、実習指導者とともに実習内容を検討していくことである。同時に学生は、教育的な意味での実習教育としてとらえるだけでなく、学生の実践が、実際の援助活動に貢献できるような実習課題を作り上げていかななくてはならない。

④ 現場実習の評価プロセス

現場実習の評価プロセスは、次の三つのプロセスに分けられる。

- 1) 学生と実習指導者のスーパービジョン会議
各学期末には、学生と実習指導者がスーパービジョン会議を行い、教育契約／評価 (Educational Agreement/Evaluation) にしたがって評価項目を一緒に検証していく。実習における学習

表 2 基礎現場実習 (SOCWK 515) の教育契約/評価

基礎現場実習 (SOCWK 515)				
教育契約/評価 (Educational Agreement & Evaluation)				
学生氏名: _____				
学生番号: _____				
専攻する実践理論 (メソッド): _____				
専攻する実践分野: _____				
副専攻 (該当すれば) 実習先: _____				
実習指導者名: _____				
学期 (年度): _____				

教育契約/評価 (Educational Agreement) は実習指導者と学生によって記入される。学生は実習相談室に書類を提出し、その後実習担当教員によって期日までに承認される。実習相談室のチームメンバーは、コメントし署名をした後学生に返却する。学生は現場実習履修中に教育契約/評価 (Educational Agreement) を活用していく。				
実習指導者 _____				
学生 _____				
実習担当教員 _____				

次の事項を明記すること:				
実習期間 (日時、欠席日数とその補充日数)				
スーパービジョン (日時、スーパーバイザーの氏名)				
学生が実習を行うために働いた他のスタッフ (氏名と役職)				
学生の実習環境・設備				
課題 1 (課題は全部で 8 項目) : クリティカルな考え方、創造力を、ミクロからマクロのレベルにおいて、多様な人びとや多様性のある状況にどのように活かしたか示しなさい。				
課題 1 の評価点数				
全くできなかった	ある程度しかできなかった	できた	大変よくできた	該当なし
0 点	1	2	3	NA
実習計画目標				
実習計画 1. _____ (課題 1 に沿った実習計画を立てて記入する)				
実習計画 1 の評価 (該当項目に○する)				
	0	1	2	3 NA
実習計画 2. _____ (課題 1 に沿った実習計画を立てて記入する)				
実習計画 2 の評価 (該当項目に○する)				
	0	1	2	3 NA
実習計画に関する実習指導者のコメント _____				
実習計画に関する学生のコメント _____				

(Educational Agreement & Evaluation) シート (見本)

出所: University of Michigan *Field Instruction Manual* (2008-2009) より筆者作成

注 1) 基礎現場実習で達成すべき課題は全部で 8 項目あり、それぞれの課題について二つずつ計画目標を立てて、それについて実習指導者と学生が評価していく。(達成すべき課題の項目は表 3 で示している)。

注 2) 学期終了後、実習指導者と学生がそれぞれ署名し、提出する。実習指導者はさらに実習内容についての文書によるコメント、学生は自己分析アセスメントをそれぞれ提出し、実習担当教員が最終評価を行う。

表3 基礎現場実習とアドバンスト現場実習の達成すべき課題
(基礎現場実習とアドバンスト現場実習対人援助専攻の場合)

	基礎現場実習	アドバンスト現場実習 (対人援助専攻の場合) ※課題は各専攻分野によって異なる。
課題1	クリティカルな考え方、創造力を、ミクロからマクロのレベルにおいて、多様な人びとや多様性のある状況にどのように活かしたか示しなさい。	対人援助実践において文化的に考慮されたアセスメントモデルを見つけ、実践しなさい。
課題2	ソーシャルワークの倫理基準や基本理念がどのように実践に活かされるか示しなさい。	サービス提供を行うためのシステムにクライアントを結びつける技術を実践し、クライアントとの関係の構築をはかりなさい。
課題3	差別することなく、尊厳を持って多様性のある対象者に知識や技術を実践に活かしなさい。(例えば；クライアントの能力、年齢、文化、経済的な階級、民族、家族構成、ジェンダー、ジェンダーに対するアイデンティティ、人種、宗教、性別、性的志向性など)	対人援助実践モデルや戦略、介入方法を様々なクライアント・システムと融合させ、実践しなさい。
課題4	実践基盤に直接働きかける、あるいは多様性のある対象者やそのコミュニティに対して責任あるアセスメント、評価や介入方法を示しなさい。	対人援助実践の介入方法について、モニタリングし、評価しなさい。
課題5	個人や家族、グループ、コミュニティ、他職種と文化に対して繊細、かつ協力的な関係が築けるようなコミュニケーションをはかりなさい。	ソーシャルワークの専門的価値や倫理観を、対人援助実践で直面する課題と、照らし合わせて実践しなさい。
課題6	実習先の組織的な構造やそのサービス提供の機能を理解しなさい。	自己のふりかえり、内省やスーパービジョン、専門職として継続的に成長できるような自己統制や、専門職としての自己覚知をはかりなさい。
課題7	自己のふりかえり、内省やスーパービジョン、専門職として継続的に成長できるような自己統制や、専門職としての自己覚知をはかりなさい。	実習先特有の課題を掲げなさい。
課題8	実習先における課題について、さらなる学習をはかりなさい。	この文書に明記されている課題に含まれない実習計画を2つ追加しなさい。

出所：University of Michigan *Field Instruction Manual* (2008–2009) より筆者作成

注1) 基礎現場実習と同様、アドバンスト現場実習でも達成すべき課題は全部で8項目あり、それぞれの課題について二つずつ計画目標を立てて、それについて実習指導者と学生が評価していく。ただし、専攻分野によってアドバンスト現場実習の課題はそれぞれ異なる。

注2) 学期終了後、実習指導者と学生がそれぞれ署名し、提出する。実習指導者はさらに実習内容についての文書によるコメント、学生は自己分析アセスメントをそれぞれ提出し、実習担当教員が最終評価を行う。

効果を高めていくためには、定期的なフィードバックが必要となる。したがって、学生は現場実習期間中、自分がいったいどのような実習を行っているのかフィードバックを受けることが可能である。

現場実習の学習課題は、基礎現場実習とアドバンスト現場実習では異なっているため、学期ごとに学習課題のレベルも上がってくる。コン

ピテンシーの確立は基礎現場実習での主な目的であるが、アドバンスト現場実習では、知識や技術をマスターするといった目的に上がっていく。学生は学習課題をクリアしていくたびに、より自主的に、そしてより複雑で困難な課題に取り組んでいくことが可能となる。

万が一、学生が出された評価について納得できていない場合、異議申し立てを文書にて申請

表 4 学生の自己分析アセスメント項目と、実習指導者による実習評価の分析項目

学 期	学生の自己分析アセスメント	実習指導者による実習評価の分析項目
基礎現場実習	<p>① 自身の自己覚知を行い、自己分析をどのように現場実習で活かしていくのか話し合う。</p> <p>② 教育契約／評価 (Educational Agreement/Evaluation) を達成するにあたって、現場実習に関する技術をどのように活用してきたのか話し合う。どの技術に焦点をあてて実践したのか。</p> <p>③ スーパービジョンに対する自分なりの参加状況と、スーパービジョンで立てられた実習目標をどのように活用したのかについて話し合う。</p> <p>④ スーパービジョンの中で、出てきた自分のストレングスと課題をそれぞれ 2 つずつ述べる。</p> <p>⑤ 次回の実習で、課題を克服するための計画を提示する。</p> <p>⑥ 自分の学習スタイルについて述べるとともに、現場実習で実践するためにどのように活用したのか話し合う。</p>	<p>① 実習担当の学生が現場実習にどのように適応しているか話し合う。</p> <p>② 学生と実習指導者が教育契約／評価 (Educational Agreement/Evaluation) を達成するにあたって、現場実習に関する技術をどのように活用してきたのか話し合う。</p> <p>③ スーパービジョンに対する自分なりの参加状況と、学生がスーパービジョンで立てた実習目標をどのように活用したのかについて話し合う。</p> <p>④ スーパービジョンの中で、出てきた自分のストレングスと課題をそれぞれ 2 つずつ述べる。</p> <p>⑤ 次回の実習で、課題を克服するための計画を提示する。</p>
アドバンスト現場実習(1)	<p>① 援助者としての自分の役割がどのように活用できるか、また自分なりの気づきについて話し合う。</p> <p>② フィードバックに対する自分なりの反応とその対応について話し合う。</p> <p>③ 実践の中で、エビデンスに基づく知識や調査をどのように活用できるか、それに対する自分の能力を話し合う。</p> <p>④ 実習中、自分の価値観や理念をどのように実習目標に取り入れるのか、どのように実践していくのか話し合う。</p>	<p>① 学生のストレングスを伸ばし、どの部分において改善していくべきかについてどのように学生をサポートしたか？</p> <p>② スーパービジョンに対する自分の姿勢と、フィードバックに対して学生がどのような対応をしているか話し合う。</p> <p>③ エビデンスに基づく知識や調査をどのように活用しているか、学生の能力について話し合う。</p>
アドバンスト現場実習(2)	<p>① 他の同僚たちとどのように協力して働くのか自分の能力について話し合う。</p> <p>② 専門的知識、自分の長所、さらに改善、伸ばしたいと思う部分を 3 つ話し合う。</p> <p>③ ①関係性を築く ②アセスメント ③介入 ④評価 ⑤専門職としての価値観／倫理観 ⑥調査 ⑦専門的能力についてコンピテンシーと自己成長について話し合う。</p> <p>④ 自分がどのような人間なのかについての自己分析と、それを専門職として日々どのように活用していこうと思うのか話し合う。分析する事項としては、積極性、アカウンタビリティ、時間を守ること、課題についての交渉力、柔軟性、責任力、依存性、限界についての理解、リーダーシップ、自己管理、コミュニケーション能力やそのスタイルなど。</p> <p>⑤ 卒業後の生涯における学習プランについて話し合う。</p> <p>⑥ 次に入学してくる学生たちに一言。</p>	<p>① 他の同僚たちと学生がどのように協力して働いているのかコメントする。</p> <p>② 学生が持っている専門的知識、自分の長所、さらに改善、伸ばすべきと思う部分を 3 つ話し合う。</p> <p>③ この実習期間中に学生が努力したことや実習態度についてコメントする。</p> <p>④ 実習指導者からみて、学生がどのような人間なのか、またそれを専門職として日々どのように活用しているのかについて話し合う。分析する事項としては、積極性、アカウンタビリティ、時間を守ること、課題についての交渉力、柔軟性、責任力、依存性、限界についての理解、リーダーシップ、自己管理、コミュニケーション能力やそのスタイルなど。</p>

出所：University of Michigan *Field Instruction Manual* (2008-2009) より筆者作成

することもできる。

2) 実習指導者によるコメント (表4 参照)

実習指導者は、学生の実習内容について学期ごとに文書によるコメントを提出することが義務付けられている。文書には、学生の実習計画書や実習のゴール、全体を通しての実習内容についてコメントするとともに、学生のストレングス(強さ)や実習を通じて能力が発揮された部分なども明記する。

3) 学生による自己分析アセスメント(表4 参照)

学生は、教育契約/評価(Educational Agreement/Evaluation)に加えて、自己分析アセスメントを学期ごとに提出しなければならない。学生は、自己分析アセスメントを通じてゴールの達成度や現場実習経験が自身にどのように反映されているのか、記録していかなければならない。この自己分析アセスメントは、ソーシャルワークのプログラム全体を通して、学生たちの専門職としての成長がどのように図られたかを知るひとつの指標として活用される。

(4) 現場実習の評価基準

学生および実習指導者によって作成された教育契約/評価(Educational Agreement/Evaluation)と、それぞれ提出された評価プロセスとともに、実習担当教員はそれぞれの学期ごとの現場実習の評価をつける。評価基準は、優(Excellent Performance)、良(Good Performance)、可(Marginal Performance)、不可(Unsatisfactory Performance)の四段階で、可(Marginal Performance)の評価を受けた場合、現場実習のやり直しをする可能性がある。また不可(Unsatisfactory Performance)の評価を受けた場合は、再度現場実習を行わなければならない。

現場実習の最終評価は、優(Satisfactory)、可(Marginal)、不可(Unsatisfactory)の三段階になっている。学生は現場実習の最終評価において、常に優(Satisfactory)の評価で履修を修了しなければならない。基礎現場実習で不可(Unsatisfactory)の評価を受けた場合は、もう

一度基礎現場実習を履修しなければならない。また基礎現場実習を修了しなければアドバンスト現場実習も履修できなくなる。アドバンスト現場実習では、可(Marginal)、もしくは不可(Unsatisfactory)の評価が出た場合、再履修となる。

4 アメリカにおけるソーシャルワーク教育の課題

アメリカのソーシャルワーク教育は、全米ソーシャルワーク教育協議会(Council of Social Work Education)から採択される教育制度およびプログラム認可基準(Educational Policy and Accreditation Standards)によって規定されているが、そのなかにクライアントに対する援助の結果や過程、つまりクライアントの声が反映されていないという(Gambrill, 2001)。教育制度およびプログラム認可基準(Educational Policy and Accreditation Standards)では、効果的で倫理的なサービスの提供を目指すことは強調されているが、クライアント中心の視点でサービスを提供することについて言及されていない。クライアント中心の実践を行うためには、特に実習教育においてエビデンスに基づくアプローチを推進することが大切だとされている。エビデンスに基づくアプローチにより、クライアントへの援助の結果だけでなく、ソーシャルワーカーが専門職として働く満足度を高めることもできるとされている(Gambrill, 2001)。

次に、全米ソーシャルワーク教育協議会(CSWE)から収集されたデータや文献には、実証的観察から述べられたデータが不足しており、現在の規定が果たして学生への教育にどれだけの結果をもたらしているのか曖昧であると指摘されている(Raskin, Wayne and Bogo, 2008)。特に実習教育においては、20世紀初頭より大きく変化していない。また、学部では400時間、大学院では900時間の実習教育を最低限実施すべきであるとされているが、この実習時間の設定は、実証的に分析、評価されたもので

ないといわれている (Raskin, Wayne and Bogo, 2008)。これらの課題を解決していく一つの手法として、学生一人ひとりの能力や経験、自身の強さや弱点などを考慮して、学生の教育ニーズをアセスメントするといった実習教育の新たなモデル開発が不可欠であるとされている。

さらに、今後のソーシャルワーク教育は、経済のグローバル化や政治状況の変化、人口動勢が都市部に与える影響、IT技術の増加、社会福祉サービスの変化や大学の変革などによって大きく左右されるといわれている (Reisch and Jarman-Rohde, 2000)。このような社会情勢の変化に俊敏かつ有効的に働きかけていくためにも、ソーシャルワーク実習教育を見直さなければならないと主張している (Reisch and Jarman-Rohde, 2000)。また、クライアントの多様性に配慮した援助方法や、経済背景が人びとの生活にどう影響するのかについて理解できるカリキュラムを作成すべきであるとされている。このようなプログラムの開発には、大学側も大きなリスクを背負うことになる。しかしながら、大学のみでプログラムの開発や実践を行うのではなく、地域の状況に見合った実践活動や、地域の住民と協働して実践していくことが重要であると結論づけている。

5 日本におけるソーシャルワーク教育の課題と展望

日本における社会福祉教育は「社会福祉実習からソーシャルワーク実習」に変革しており、したがってソーシャルワーク実習は、法令上の最低基準を満たしつつも、それを超えた自由度の高い構想を教育に取り入れていくべきであるとされている (米本, 2008)。また、福祉系大学のプログラムは、社会福祉士養成教育に偏重した傾向があり、学際的にソーシャルワークを展開できるような総合的な能力を高めるようなカリキュラム編成を行わなければならないとされている (白澤, 2009)。学際的にソーシャルワーカーが活躍するためには、個別事例における

ケースマネジメント能力以外にも、サービス利用者、専門職、管理者、地域住民などのステークホルダーを包含して、実践活動を行うコミュニティを機能的に形成できるように実践していかなければならない (白澤, 2009)。

日本の社会福祉の実習教育の動きと、アメリカでの動向を述べてきて考えられることは、日米双方に共通した問題や課題を抱えているということである。ソーシャルワーカーの養成教育は、社会における多様な問題と密接につながっており、たえず変化する社会の波に対応できるような教育プログラムを構築していくことが求められる。また、社会の状況というのは、単にアメリカ、日本という一国単位での社会状況ではなく、グローバルな社会のことを意味している。したがって、これからのソーシャルワーカーには、国と国との境界を超えて、地球規模で人間の生活状況を理解できるような働きが必要とされている (平山, 2004)。また、アメリカにおけるソーシャルワーク教育の課題でも述べられたように、クライアント中心の実践を行うためにも、特に実習教育においてエビデンスに基づくアプローチを推進することが大切だとされている。

各国における社会福祉の国家資格制度化を進展していくことは、ソーシャルワーカーがその国で社会的責務や社会的認知を得るためには大変重要なことであるが、資格の基準化を目指すのみに留まってはならない。特に留意すべき点は、国家資格制度の整備に伴って基準化された要件が、果たして実証的データによって分析された内容に基づいて基準化されたものなのか、モニタリングしていくことが必要である。学生への教育効果への影響も鑑みて、教育機関と福祉現場、そして国家資格制定を行う国による三者協働のもと、養成教育プログラムを実証的に分析、評価していくことが重要である。

さらに、ソーシャルワークの実践において、今まで存在していたミクロレベル、メゾレベル、マクロレベルでの援助技術の方法論の分離

点が不明瞭になりつつあるといわれている（平山，2004）。ソーシャルワークの実践を行うにあたって大切なことは、援助を必要としている人たちのニーズを把握し、どのような援助を必要としているのか、あるいは彼らが所属する地域社会、文化や社会的背景、多様性などについてどのような課題があるのか、個々の問題解決に向けた柔軟な対応が求められる。つまり、ソーシャルワーカーが活躍する地域の実情に見合った実践活動を行っていくためにも、養成教育プログラムにおいて地域性を意識した実践教育を行うことが大切である。

最後になるが、筆者がアメリカに留学していた時、インドからの留学生で修士課程を修了後、本国に帰って実践を行っていたある女性のワークショップを聴く機会に恵まれた。そのとき、彼女が言った言葉が大変印象的であった。彼女は、「アメリカでのプログラム実践がたとえ素晴らしいものだとしても、私たちはそれを本国にそのまま持って帰って実践しても全く意味がない。なぜならば、そこはアメリカではない。本国の実情や、その地域の人々に合ったものにうまく適用しながら実践していく。それが私たちの使命である。」これからのソーシャルワーク実践とは、まさにその言葉どおりではないかということ、今でも痛切に感じている。

参考文献

社団法人日本社会福祉士会編（2009）「相談援助実習指導・現場実習教員テキスト」中央法規 p 75-76.

白澤政和（2009）「ソーシャルワーカー養成教育での改革と今後の課題」『社会福祉学』50(2) p 113-115.

平山尚（2004）「アメリカにおける社会福祉教育－歴史的發展と現況－」『ソーシャルワーク研究』30(2) p 10-18.

米本秀仁（2008）「ソーシャルワーク実習とスーパービジョン」『ソーシャルワーク研究』33(4) p 220-231.

Council on Social Work Education (1994). Curriculum Policy for the Baccalaureate Degree Programs and Master's Degree Programs in Social Work Education. In *Handbook of Social Work Accreditation Policies and Procedures*. Alexandria, VA: Author

Council on Social Work Education (2001). Educational Policy and Accreditation Standards. Alexandria, VA: Author

Council on Social Work Education (2008). Educational Policy and Accreditation Standards. In *Handbook of Social Work Accreditation Policies and Procedures*.

<http://www.cswe.org/>

Gambrill, E. (2001). Educational Policy and Accreditation Standards: Do They Work for Clients? *Journal of Social Work Education* 37(2), p 226-241.

Raskin, M. S., Wayne, J., & Bogo, M. (2008). Revisiting Field Education Standards. *Journal of Social Work Education* 44(2), p 173-188.

Reisch, M., & Jarman-Rohde, L. (2000). The Future of Social Work in the United States: Implications for Field Education. *Journal of Social Work Education* 36(2), p 201-215.

University of Michigan School of Social Work

<http://www.ssw.umich.edu/>

University of Michigan (2008) *Field Instruction Manual* (2008-2009). School of Social Work.